

成年後見制度を知りたい方、制度の利用をお考えの方  
におすすめ!どなたでも参加できます。

# 『成年後見制度』説明会 & 出張相談会

入門編

成年後見制度とは、認知症や知的・精神障がい等により判断能力が不十分な方のために、成年後見人等が財産管理をしたり、法律面や生活面で保護や支援をする制度です。

どのように手  
続きするの?



誰が成年後見人  
になれるの?

市民後見人って  
知ってる?

## 開催日時

令和4年 8月31日 (水)

【制度説明会】10:30~11:30

※定員30名 (申し込みが必要です。)

【出張相談会】13:30~15:00

## 場所

田子町国民健康保険高齢者保健福祉支援センターせせらぎの郷 会議室  
(〒039-0201 三戸郡田子町大字田子字前田2-1)

対象 どなたでも参加できます

お申込み・お問い合わせ ⇒ 詳しくは裏面へ

参加費  
無料

八戸圏域成年後見センター 〒039-1166 八戸市根城8-8-155  
TEL.0178-24-1324 八戸市社会福祉協議会内  
MAIL kouken@hachinohe-shakyo.or.jp



## 《 タイムスケジュール 》

### 【事前説明会】

- 10:00～10:30 受付・開会  
10:30～11:20 成年後見制度・  
成年後見センターについて  
11:20～11:30 質疑応答  
11:30 閉会

### 【出張相談会】

13:30～15:00 相談受付



## 《 八戸圏域成年後見センターとは 》

八戸圏域連携中枢都市圏連携事業として、八戸市社会福祉協議会に設置しています。

センターでは、財産管理や契約行為に支援が必要な方が、住みなれた地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度等の権利擁護に関する相談支援をしています。

## 《 申込方法 》

- 制度説明会のみ事前申込が必要です。出張相談会は直接会場へお越しください。
- 電話でのお申込みの場合は、必要事項を担当者にお伝えください。
- FAXでのお申込みの場合は、下記の申込書に必要事項を記載の上、お申込みください。
- 定員になり次第締め切りとなります。

**FAX：0178-47-1881 [送信票不要]**

## 令和4年度「成年後見制度」説明会 参加申込書

開催日時：8月31日（水）10：30～11：30

開催場所：田子町健康福祉支援センターせせらぎの郷 会議室

お名前	ご住所	電話番号